

所得税の申告のご案内

上尾税務署では所得税の確定申告（所得税を納付する）の受付を2月18日（月）から3月15日（金）まで実施します。なお、還付申告（既に納めた所得税を戻す手続き）は確定申告期間終了の3月18日（月）以降も受け付けます。

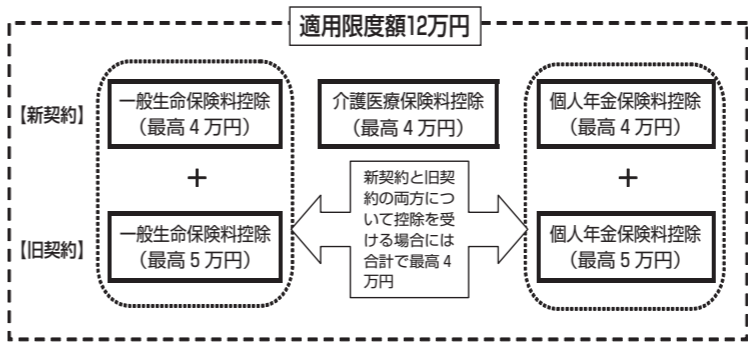
昨年から、年金収入が400万円以下で、かつ他の所得が20万円以下の人には、確定申告が不要になりました。申告不要に該当する人でも、市県民税の申告が必要な場合がありますので、次ページの「市県民税の申告のご案内」をご覧ください。

確定申告の必要な人

- ① 事業所得や不動産所得、譲渡所得等の各種所得金額の合計額から所得控除を差し引いた結果、課税される所得金額がある人
- ② 年末調整されていない給与所得のある人
- ③ 公的年金等の収入が400万円を超える人
- ④ 給与または年金所得以外に、20万円を超える所得がある人

生命保険料控除の改正について

納税者が一定の生命保険料、介護医療保険料および



個人年金保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを「生命保険料控除」といいます。介護医療保険契約に基づいて支払った保険料などについて4万円（最高額）の控除が新設されました。また、生命保険料控除の合計額が所得税では最高10万円から最高12万円に変更になりました。※新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約など）と旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約）のそれぞれの計算式で計算した控除額の合計が12万円を超える場合には12万円になります。

市県民税の申告のご案内

市県民税の申告内容は、課税（非課税）証明書や国民健康保険税などの基礎資料になります。申告がないと証明書が発行できない場合や、国民健康保険税の軽減が受けられない場合があります。また、平成24年中の収入がなかった人も申告をする必要があります。

申告が必要な人

平成25年1月1日現在、市内に住所を有し、次の①～③のどれにも当てはまらない人

- ① 所得税の確定申告（還付申告を含む）をする人
- ② 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人や日本年金機構などから市役所に公的年金等支払報告書が提出されている人で、他に所得のない人（源泉徴収票に記載されていない各種控除を受けられる場合は、申告が必要です。）
- ③ 市内に住む家族・親族の税金上の扶養になっている人

▼年金収入が400万円以下で、かつ他の所得が20万円以下により確定申告が不要の人でも、年金天引き以外の社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、扶養控除等の追加の控除がある人は、市県民税の申告が必要です。

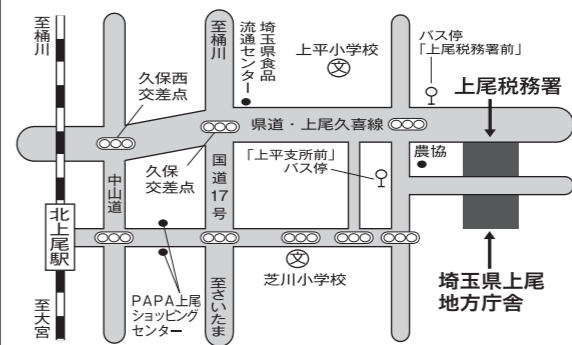
「市県民税申告会場」での申告受付

申告はなるべく指定された受付日にお願います。指定された受付日に申告に来られないときは、3月6日（水）15日（金）（土・日を除く）の間、市役所税務課で受け付けます。

受付日	対象地区	受付会場
2月	25日（月）	末広・若宮・寿・加納
	26日（火）	坂田・坂田東・舎人新田・赤堀小針領家・五丁台・篠津・神明
	27日（水）	倉田・朝日・北・南・東・西
3月	1日（金）	上日出谷・鴨川
	4日（月）	下日出谷・下日出谷西・泉
	5日（火）	川田谷

受付時間▶午前9時～11時30分 午後1時～3時30分
※所得税の申告受付は行っていません。
※上記会場では、受付日以外の申告書の受付はできません。

- 申告相談受付日時
2月18日（月）～3月15日（金）
午前9時～午後5時
※税金が還付となる申告は、1月4日から受付しています。
- 休日申告相談受付日時
2月24日（日）・3月3日（日）
午前9時～午後5時
※上記以外の土・日曜日および祝日は開設されていません。



■ 上尾税務署
〒362-8504
上尾市大字西門前577
☎770-1800（自動音声）
（駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。）

- 北上尾駅東口から徒歩約20分
- 上尾駅東口から朝日バス（羽貫駅行）（伊奈学園行）に乗車し「上平支所前」下車徒歩3分
- 上尾市内循環バスぐるっとくん（上平循環）（東西循環）に乗車し「上尾税務署前」下車徒歩1分

申告に必要なもの

- ① 市県民税申告書（会場にもあります）
- ② 印鑑
- ③ 平成24年1月1日～12月31日の期間の収入金額や経費がわかるもの（源泉徴収票、給与明細、収支内訳書など）
- ④ 各種控除を証明できるもの（平成24年中に支払った領収書や証明書など）

（例）国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料など。医療費控除を申告する人は領収書とその内容を記載した

市での確定申告の臨時受付

受付対象者▼次の①②を満たす人
① 給与所得者または年金所得者
② 確定申告書Aで申告する人
※雑損控除、事業・農業・不動産所得、土地や株式等の譲渡所得など、確定申告書Bで申告する人は、東公民館では受付できません。上尾税務署に提出してください。

会場▼東公民館
受付期間▼次の表のとおり
受付時間▼午前9時～11時
午後1時～3時30分

※申告の時に必要なものについては、広報1月号4ページをご覧ください。医療費控除を受ける人は、医療費の明細書に記入をし、医療を受けた人ごとにまとめた領収書と一緒に持参してください。

受付日	対象地区	
2月	18日（月）	下日出谷・下日出谷西・北・朝日
	19日（火）	上日出谷・泉・南
	20日（水）	西・神明・坂田・坂田東
	21日（木）	寿・若宮・川田谷・倉田
	22日（金）	東・末広・鴨川・加納・篠津・五丁台・舎人新田・赤堀・小針領家

会場▶東公民館（末広2-8-29）
受付時間▶午前9時～11時
午後1時～3時30分

郵送での受付

平成24年中の収入がなかった人、年末調整済の源泉徴収票を添付するだけで申告が完了する人は、申告書に住所・氏名などの必要事項を記入し、市役所へ郵送してください。

送付先 〒363-8501
桶川市泉1-3-28
桶川市役所 税務課市民税グループ
詳しくは☎税務課市民税グループ

平成25年分の所得税から適用される「復興特別所得税」が創設されました

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。

個人の人で所得税を納める義務のある人は、平成25年から平成49年までの間、所得税に復興特別所得税を併せて納める義務があります。

※給与所得者の人は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与などから復興特別所得税が源泉徴収されています。

【復興特別所得税の計算】

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。詳しくは、上尾税務署☎770-1800へお問い合わせください。

桶川市ホームページがリニューアルされます

問合せ ☎ 秘書広報課

2月1日より桶川市のホームページ（http://www.city.okegawa.lg.jp）がリニューアルされます。

より多くの人に、より観やすく、より簡単に、そしてより市民の声が届くホームページを目指します。

情報ガイドナビゲーションで探しやすい

トップ画面内での操作だけで、くらしの情報を詳細ページへガイダンス。欲しい情報がページを移動することなく見つけられます。

◆より多くの人に

【スマホユーザーに】

増加するスマートフォンからの閲覧に対応し、専用のトップページから情報が検索できるようになりました。

【翻訳機能の充実】

翻訳ボタンをトップに配置し、ワンクリックで英語・中国語・ハングルへの翻訳ができるようになりました。

◆より簡単に

【情報を探しやすい】

情報の分類が探しやすくなるよう見直しを行いました。

【発信も簡単に】

市役所組織の各グループが簡単な操作で、情報を発信できる体制になり、よりスピーディーな情報発信が期待されます。



◆より市民の声が届く

各ページに簡易アンケートを配置しました。皆様の分かりにくい、探しにくいなどの声が届きやすくなり、ページの改善につながります。

災害時の緊急情報表示のほか、画面切替でアクセス急増にも対応。



◆より観やすく

【視力の弱い人へ】

- 文字の拡大ボタンをトップに配置しました。拡大ボタンをクリックすると文字が拡大されます。（複数回押すことでさらに拡大ができます）
- 配色ボタンを配置しました。黒ボタンを押すことで背景色が黒くなり、画面の明るさを抑えることができます。

【カレンダー機能を搭載】

情報カレンダーでイベントなどが一目で分かります。



◀（新しいホームページのイメージ）
※開発中のため実際とは異なる部分があります。



▲（詳細ページのイメージ）